

令和7年度福祉施設・支援団体等によるマイナンバーカード取得支援事業実施要項  
(令和7年4月10日決裁)

1 実施目的

マイナンバーカードの取得を希望しているが、自身での手続が困難な者について、高齢者施設、介護保険施設、障がい者施設等の福祉施設や医療機関、支援団体等（以下「福祉施設・支援団体等」という。）が行う申請サポート及び代理交付によるカードの受取りに対し、市が助成することによりマイナンバーカードの申請及び交付を促進することを目的とする。

なお、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱（別紙1イ市町村における補助対象経費に定める報償費として支払う場合）に定める補助対象経費に準じて、市は福祉施設・支援団体等に支出するものとする。

2 自身での手続が困難な者

マイナンバーカードの申請及び交付の際に本市に住民票を有する福祉施設・支援団体等の入所者、要介護・要支援認定者、障がいのある者、長期入院者、75歳以上の高齢者又は社会的参加を回避し、概ね家庭にとどまり続けている状態にある者（以下「入所者等」という。）

3 本事業での補助対象

福祉施設・支援団体等の入所者等に対し、マイナンバーカードの申請サポート又は代理で交付を受けることを行う施設、支援団体等であり、本市に事業所を置く者

4 支払の対象となる事業及び支払金額

福祉施設・支援団体等の入所者等に対して行った以下の事業について、福祉施設・支援団体等が対応した人数に応じて、1事業あたり1人4,000円を乗じた金額を支払う。

(1) 申請サポート事業（郵送申請又はオンライン申請に限る。）

福祉施設・支援団体等が入所者等に対して、マイナンバーカードの交付申請を代行して行うこと。

(2) 代理交付事業（市役所市民課窓口での受取りに限る。）

福祉施設・支援団体等が入所者等に対して、マイナンバーカードの受取りを代行して行うこと。

※(1)及び(2)は、複数年度で実施することを妨げない。

5 対象期間

決裁の日から令和8年3月13日（金）実績報告書提出分まで

6 支払条件

次の掲げる要件をいずれも満たすことを支払の条件とする。

(1) 事業実施の2週間前又は令和8年2月13日（金）までのいずれか早い期日までに事業参加申込書兼打合せ事項確認書（第1号様式）による参加を申込み、事業実施前に打合せを行い、事業実施について本市から文書による依頼を受けた後に事業を実施すること。

(2) 令和8年2月27日（金）までに事業を実施し、令和8年3月13日（金）までに実績報告書（第2号様式）による実績報告を行うこと。

なお、申請サポート事業を実施した場合は、第3号様式及び個人番号カード交付申請書の写し又は申請IDや申請したことが分かるスクリーンショット等を、代理交付事業を実施した場合は、第4号様式及び交付通知書の写し（委任状欄記載済みのもの）を添付すること。

(3) 申請サポート又は代理交付の事実が確認できること。

## 7 支払及び時期

市は提出書類の確認を行い、支払の可否、金額、条件等を決定する。また、市は実績報告書の審査後に請求書（第5号様式）を受領した後、福祉施設・支援団体等に対し、速やかに支払うこととする。

## 8 支払の取消し及び返還

(1) 次の場合は、報償金の支払を取り消すこととする。

ア 偽りその他不正な手段により支払を受けたとき。

イ この要項の内容に違反したとき。

(2) 次の場合は、市が指定する期限までに支払を受けた報償金を返還することとする。

ア 支払を受けた後、前号の取消しを受けた場合

## 9 様式

(1) 事業参加申込書兼打合せ事項確認書（第1号様式）

(2) 実績報告書（第2号様式）

(3) 申請サポート実施報告書（第3号様式）

(4) 代理交付実施報告書（第4号様式）

(5) 請求書（第5号様式）

## 10 その他の事項

この実施要項は決裁の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。

## 11 事務担当

会津若松市市民部市民課総務グループ

マイナンバーカード交付事業担当

電話0242-23-7802（直通）

メールアドレス [simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)